

(別記関係団体の長) あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

適用除外製品等の非石綿製品への代替化等の促進等について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿含有製品につきましては、国民の安全上の観点等から代替化が困難な一部の製品（以下「適用除外製品等」という。）を除き、平成18年9月1日よりその製造等が全面禁止されているところですが、適用除外製品等についても、早期の代替化が強く求められていることから、平成19年11月26日より、「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会」を7回にわたり開催し、適用除外製品等の代替化等について、専門的技術的な検討を行った結果、今般、当該検討会の報告書が別添のとおり取りまとめられたところです。

今後、本報告書を受け、労働安全衛生法施行令の改正関係法令の整備を行い、平成20年度中に施行することとしていますが、貴団体におかれましては、下記の事項につきまして、貴団体会員に対し、周知・徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 代替化等が可能となった適用除外製品等については、改正後の労働安全衛生法施行令の施行を待つことなく、可能な限り速やかにその製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「使用等」という。）を中止すること。
- 2 現在実証試験等を行っている適用除外製品等についても、実証試験等の結果、代替化が可能と判断されたものから速やかに非石綿製品へ代替化を行うこと。なお、実証試験において代替化が困難とされる部位については、施設・設備・機器等の設計、施工方法の変更等を検討することにより、速やかに適用除外製品等の使用等を中止すること。
- 3 やむを得ず、適用除外製品等の使用等を続ける場合は、当該適用除外製品等の代替化等が図られるまで、毎年1月1日及び7月1日時点における上記1及び2の進捗状況、実証試験等の実施計画等について、貴団体において取りまとめ、それぞれ1月末日及び

7月末日までに、当職あて報告を行うこと。

また、実証試験を実施中のものについて、当該実証試験について不測の事態が生じた場合は、随時速やかに報告を行うこと。

(問い合わせ先)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課衛生対策班

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

(代表) 03-5253-1111 (内線5515)

(直通) 03-3502-6756

(FAX) 03-3502-1598

別記

石油連盟

- (社) 日本化学工業協会
- (社) 日本造船工業会
- (社) 日本鉄鋼連盟
- (社) 日本防衛装備工業会